

山梨県公報

第七百四十七号

平成十九年

三月二十六日

月 曜 日

目 次

告 示

| | |
|--|-----|
| 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音 について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規 制基準の一部改正 | 二二七 |
| 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指 定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正 | 二二七 |
| 悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部改正 | 二二七 |
| 保安林の指定施業要件の変更予定 | 二二八 |
| 県代行公共下水道設置工事の完了 | 二二八 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件) | 二二八 |
| 土地区画整理組合の解散認可 | 二二九 |
| 開発行為に関する工事の完了について(三件) | 二二九 |

告 示

山梨県告示第九十六号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規
制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和五十二年山
梨県告示第六十六号)の一部を次のように改正し、平成十九年五月一日から施行する。
平成十九年三月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

別添図面中富士吉田市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、中央市、昭和町、忍野村及
び富士河口湖町に係る部分を次の図のように改める。

(「次の図」は省略し、その図面は山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該区域を
所管する林務環境事務所において公衆の縦覧に供する。)
(経過措置)

この告示の施行の際現に設置されている特定工場等(設置の工事をしていないものを含
む。)であつて、この告示による改正後の特定工場等において発生する騒音及び特定建
設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発
生する騒音の規制基準の規定による規制基準値が、この告示による改正前の特定工場等
において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の
指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の規定による規制基準値未滿と
なるものに係る規制基準については、この告示の施行の日から一年間は、なお従前の例
による。

山梨県告示第九十七号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定
工場等において発生する振動の規制基準(昭和五十四年山梨県告示第百号)の一部を次
のように改正し、平成十九年五月一日から施行する。
平成十九年三月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

別添図面中富士吉田市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、昭和町、忍野村及び富士河
口湖町に係る部分を次の図のように改める。

(「次の図」は省略し、その図面は山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該区域を
所管する林務環境事務所において公衆の縦覧に供する。)
(経過措置)

この告示の施行の際現に設置されている特定工場等(設置の工事をしていないものを含
む。)であつて、この告示による改正後の振動を防止することにより住民の生活環境を
保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の規定
による規制基準値が、この告示による改正前の振動を防止することにより住民の生活環
境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の
規定による規制基準値未滿となるものに係る規制基準については、この告示の施行の日
から一年間は、なお従前の例による。

山梨県告示第九十八号

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準(平成十六年山梨県告示第四百九十六号)の
一部を次のように改正する。
平成十九年三月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

別表第二号の表B区域の項中、「及び大野」を、「大野、井倉、与縄及び盛里」に改め

る。
別表第五号の表C区域の項中、「及び下条南割」を、「下条南割及び旭町上条南割」に改める。

別表第六号の表B区域の項中、「及び東南湖」を、「東南湖及び曲輪田新田」に改め、同表C区域の項中、「及び戸田」を、「戸田及び野牛島」に改める。

別表第十八号の表A区域の項中、「及び上河東」を、「上河東及び築地新居」に改める。
別表第二十三号の表A区域の項中、「及び大嵐」を、「大嵐、精進及び本栖」に改め、同表に次のように加える。

| | |
|-----|---------|
| C区域 | 富士ヶ嶺の全部 |
|-----|---------|

別表備考中、「当該区域を所管する林務環境事務所及び当該市町村役場」を、「及び当該区域を所管する林務環境事務所」に改める。

別添図面中富士吉田市、都留市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、昭和町、忍野村及び富士河口湖町に係る部分を次の図のように改める。

（「次の図」は省略し、その図面は山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該区域を所管する林務環境事務所において公衆の縦覧に供する。）

附則

この告示は、平成十九年五月一日から施行する。

山梨県告示第九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成十九年三月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡早川町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施設要件

（一）立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定により、市町村に代わって県が設置した公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の完了の日を次のとおり告示する。

平成十九年三月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 公共下水道の名称
北杜市特定環境保全公共下水道
- 二 工事の区域又は区間
北杜市武川町牧原地区、三吹地区の一部、山高地地区の一部及び柳沢地区の一部
- 三 工事の内容
公共下水道の幹線管渠の一部及び終末処理場の設置
- 四 工事の完了の日
平成十九年三月二十六日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年三月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 日本アジア国際観光振興協会

- 2 代表者の氏名 山下茂
 - 3 主たる事務所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津六千七百十三番地の三十九
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、日本・アジアの人々に対して、観光、経済、芸術、文化、スポーツ等の各分野においての交流活性化を推進する事業を行い、アジア地域の民間レベルにおけるお互いの見識を高めることによる相互理解を通じて、アジアの国際親善の進展および友好関係の発展に寄与することを目的とする。
- 縦覧期間 平成十九年三月十四日から同年五月十三日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月二十六日

- 一 申請のあった年月日 平成十九年三月十四日
山梨県知事 横 内 正 明
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 葎和会
 - 2 代表者の氏名 功刀紘
 - 3 主たる事務所の所在地 葎崎市本町一丁目十七番四十四号
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、葎崎地域を中心とした障害者及びその家族、保護者、並びに地域住民に対して、小規模作業所等の設置運営に関する事業、困難な障害による同じ思いを持つ人との連携と組織活動の充実強化、障害・精神保健思想の普及と啓発、情報発信活動等を実施し、障害者、特に精神障害者の社会参加の促進、社会復帰対策の充実と自立した生活が出来るような社会環境づくりに寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十九年三月十五日から同年五月十四日まで

● 土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。

- 平成十九年三月二十六日
- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 組合の名称 昭和町田富町鍛冶新居土地区画整理組合
 - 二 事務所の所在地 中央市成島二千二百六十六番地
 - 三 解散認可の年月日 平成十九年三月二十六日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十九年三月二十六日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 横 内 正 明
中央市山之神字上手新田三四三番一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南アルプス市藤田千七百三十三番地三 リーブルA二〇一 今井拓也・今井朋子

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十九年三月二十六日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 横 内 正 明
中央市山之神字出口九六〇番の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中央市成島千四百四十番地三 雇用促進住宅成島宿舍二号棟五〇七 竹野和也

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十九年三月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
笛吹市石和町広瀬字小物成場一―九五の四〇、一―九五の四一、一―九五の四二、
一―九五の四三、一―九五の四四及び一―九五の四五並びに字不二塚町一三七四の一
二、一三七四の一三及び一三七四の一四の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区西新宿二丁目二十五番一号 N I S 不動産株式会社 代表取締役 矢
野浩一